

山梨県公害防止条例の改正内容について（概要）

1 条例の名称変更

「山梨県生活環境の保全に関する条例」に改めた。

2 新たに規定した事項

(1) サーチライト等の使用の禁止

光害を生じさせないよう県民の努力義務を規定するとともに、自己の所有物等に照射する方法以外の方法でのサーチライト等の使用を禁止する規定を設けた。

また、サーチライト等の使用の禁止については、実効性を担保するため、義務違反に対する停止命令を盛り込むとともに、命令違反に対しては、過料を課すこととした。

なお、改正条例の施行の際現に使用されているサーチライト等については、改正条例の施行から6ヶ月間の経過措置を設けた。

- ・光害の防止
- ・サーチライト等の使用の禁止
- ・行為の停止

(2) 自動車の使用に伴う大気汚染等の防止

環境への負荷の少ない自動車の使用の促進や公共交通機関の利用促進、自動車の駐車時のアイドリング・ストップの促進等について、運転者などの取組内容を規定した。

- ・自動車を使用する者等の責務
- ・駐車時の原動機の停止
- ・自動車の環境情報の周知
- ・施策（低公害車の使用促進、道路構造の改善等）の推進

(3) 生活排水による水質汚濁の防止

生活排水対策のための県民や県が取り組むべき事項を具体的に規定した。

- ・日常生活等に伴う水質汚濁の防止
- ・生活排水処理施設の整備に関する計画の策定等

(4) 廃棄物等の発生抑制、循環的利用及び適正処分

廃棄物等の発生抑制等を図るための事業者、県民、県の取り組むべき事項を規定するとともに、産業廃棄物を発生する一定規模以上の事業者に対して、廃棄物等の減量化に向けた自主的な取組を促進するための規定を設けた。

- ・事業活動における廃棄物等の発生抑制等
- ・日常生活における廃棄物等の発生抑制等
- ・廃棄物総合計画の策定等
- ・産業廃棄物処理計画の作成等

3 現行条例における規制で見直した事項

(1) 屋外における燃焼行為の禁止

屋外における燃焼行為の制限について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律との関係（規制の水準・規制対象となる物質）を整理した。

(2) 有害物質の地下浸透の禁止

地下浸透を禁止する有害物質にダイオキシン類を追加した。